

(別添1)

改正後	改正前
<p data-bbox="271 384 367 416"><略></p> <p data-bbox="241 432 1070 560">今般、<u>令和2年度</u>に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</p> <p data-bbox="271 576 367 608"><略></p> <p data-bbox="645 624 680 655">記</p> <p data-bbox="241 719 398 751">1 <略></p> <p data-bbox="241 815 1070 895">2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等</p> <p data-bbox="271 911 1070 1038">(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。</p> <p data-bbox="322 1054 1070 1134">ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局</p> <p data-bbox="389 1150 853 1182">岐阜労働局：平成30年7月1日</p> <p data-bbox="389 1198 853 1230">愛知労働局：平成30年7月1日</p> <p data-bbox="389 1246 853 1278">三重労働局：平成31年1月1日</p> <p data-bbox="389 1294 853 1326">滋賀労働局：平成29年10月1日</p>	<p data-bbox="1144 384 1240 416"><略></p> <p data-bbox="1115 432 1944 560">今般、<u>平成31年度</u>に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</p> <p data-bbox="1144 576 1240 608"><略></p> <p data-bbox="1518 624 1554 655">記</p> <p data-bbox="1115 719 1272 751">1 <略></p> <p data-bbox="1115 815 1944 895">2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等</p> <p data-bbox="1144 911 1944 1038">(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。</p> <p data-bbox="1196 1054 1944 1134">ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局</p> <p data-bbox="1263 1150 1727 1182">岐阜労働局：平成30年7月1日</p> <p data-bbox="1263 1198 1727 1230">愛知労働局：平成30年7月1日</p> <p data-bbox="1263 1246 1727 1278">三重労働局：平成31年1月1日</p> <p data-bbox="1263 1294 1727 1326">滋賀労働局：平成29年10月1日</p>

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日
大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日
兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日
奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日
和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日
徳島労働局：令和 3 年 1 月 1 日
香川労働局：令和元年 10 月 1 日
愛媛労働局：令和元年 10 月 1 日
高知労働局：令和元年 10 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日
宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日
埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日
千葉労働局：令和 3 年 1 月 1 日
東京労働局：令和元年 10 月 1 日
神奈川労働局：令和 3 年 1 月 1 日
長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日
静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日
鳥取労働局：令和元年 10 月 1 日
島根労働局：令和元年 10 月 1 日
岡山労働局：令和 2 年 1 月 1 日
広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日
大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日
兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日
奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日
和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

香川労働局：平成 31 年 10 月 1 日
愛媛労働局：平成 31 年 10 月 1 日
高知労働局：平成 31 年 10 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日
宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日
埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日
東京労働局：平成 31 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日
静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日
鳥取労働局：平成 31 年 10 月 1 日
島根労働局：平成 31 年 10 月 1 日
岡山労働局：平成 32 年 1 月 1 日
広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日
佐賀労働局：令和元年 7 月 1 日
長崎労働局：令和元年 7 月 1 日
熊本労働局：令和元年 7 月 1 日

(2) <略>

3・4 <略>

5 構造規格に定める都道府県労働局長の認定等について

(1) 検査において、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）及び圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の規定により、都道府県労働局長の認定等が必要な項目は以下のとおりであること。

ア ボイラー構造規格第 3 条第 1 項第 1 号ニ又は圧力容器構造規格第 3 条第 1 項第 1 号ニ（都道府県労働局長が認めた箇所に使用されるステンレス鋼の許容引張応力）

イ・ウ <略>

エ ボイラー構造規格第 57 条第 2 号又は圧力容器構造規格第 56 条第 2 項ただし書き（都道府県労働局長が必要ないと認めた放射線検査の省略）

オ 圧力容器構造規格第 56 条第 1 項第 3 号（都道府県

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日
佐賀労働局：平成 31 年 7 月 1 日
長崎労働局：平成 31 年 7 月 1 日
熊本労働局：平成 31 年 7 月 1 日

(2) <略>

3・4 <略>

5 構造規格に定める都道府県労働局長の認定等について

(1) 検査において、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）及び圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の規定により、都道府県労働局長の認定等が必要な項目は以下のとおりであること。

ア ボイラー構造規格第 3 条第 1 項ニ又は圧力容器構造規格第 3 条第 1 項第 1 号ニ（都道府県労働局長が認めた箇所に使用されるステンレス鋼の許容引張応力）

イ・ウ <略>

エ ボイラー構造規格第 57 条第 2 項又は圧力容器構造規格第 56 条第 2 項ただし書き（都道府県労働局長が必要ないと認めた放射線検査の省略）

オ 圧力容器構造規格第 56 条第 1 項第 3 号（都道府県

労働局長が指定する高合金鋼板の溶接継手の放射線検査)

カ・キ <略>

(2) <略>

別紙1・別紙2 <略>

労働局長が指定する溶接継ぎ手の全線放射線検査の省略)

カ・キ <略>

(2) <略>

別紙1・別紙2 <略>